

ほか過去諸先輩の市制施行の熱意を考へますとき、
 ただ市制を施行するに止まらず、近隣に於て指導するに
 行政の策にも考慮に入めて、進へる周辺市街にもその意を
 伝え、こうに充実に新市としてより努力を怠めずはならぬと
 考へるのであります。

○ 謙安石川信義君
以て提果理由の
説明は終りまし
た。

ニハナリ本樂に好むる實を
行はく子下。

星嶽正心と呼ぶ者

藤長(名川信義君)
以工で實屋と
なり下。

おはかりに示す。
~~原~~果が三十四号は
 原果とあります。

るにニ男オコニ女メ子コ女メ人ヒトか

里子に呼ぶ者あり

○ 康長 五川信義 兄 二 是 康 何 こと 詔 め 下 下。

田舎は、農業とかりふたにまかして。

ふく 藤田 三

○議長(石川信義君) 日程カ丁丑議案カ三丁丑号昭和四十四年度
福生河水道事業合討補正予算カ四号を議題としたし
子下。

議事係長とて議衆の朗読をいたさず。

須崎讓車保長朗讀省略

○議事(及川信義君)

本県につき提果理由の說明を求め下す。
水道課長 寺

水道課長生子園利房登壇

水道課長(生子園利君)昭和四十四年度福生街水道事業合
計補正予算を四号にのりて説明申し了了。

下に示す事務局におき、御説いたし、すた、あり、起債の利率を、手利七、八、以内と、御利七、八、以内、に補正、しようとするもの、を、い、ます、
理由、とい、た、い、ま、う、は、四、十、四、手、度、拡張、事業、費、の、企業、債、借、入、予、定、一、億、一、千、万、円、が、三、月、十、日、に決定、し、め、借、入、資金、が、政府、資金、と、民間、資金、と、により、繰、上、債、の、ゆ、が、生、じ、た、ため、利率、が、増、率、に、な、り、ま、う、ス、ニ、ニ、ス、補正、した、し、事業、に、支、障、な、さ、う、よう、借、入、め、う、る、予、定、を、い、ます、
は、お、借、入、利、便、の、ため、に、別、所、企業、債、借、入、明、細、書、を、添、は、した、り、ま、う、
以上、御、申、す、こ、う、い、す、た、が、お、う、く、二、層、議、の、り、え、ご、決定、した、る、よう、お、願、い、申、こ、う、が、り、説明、に、か、え、さ、ま、う、た、た、さ、す、
○議長(石川信義君) 以上、提案、理由、の、説明、は、終、り、ま、う、た、
ニ、い、ち、り、本、案、に、お、き、る、貸、付、を、行、は、い、ます、
(応、答、は、し、)
○議長(石川信義君) 以上、貸、付、を、終、り、ま、う、た、
お、は、かり、い、た、い、ます、
議、案、オ、三、十、五、号、は、原、案、と、あり、

福生町議 会



決するに、二、層、議、を、い、す、せ、ん、か、
(再、議、は、し、と、呼、ぶ、者、あり、)
○議長(石川信義君) 二、層、議、は、し、と、認、め、ま、う、た、
五、号、は、原、案、と、あり、不、決、い、た、い、ま、う、た、
ふ、く、議、案、オ、三、十、五、号、は、
決、する、に、二、層、議、を、い、す、せ、ん、か、
○議長(石川信義君) 日、釋、オ、ナ、六、陳、情、オ、二、号、タ、ハ、二、清、算、収、入、の、ため、の、自、動、販、売、機、購、入、に、関、する、陳、情、書、を、議、題、と、い、た、い、ま、う、た、
事務、局、長、と、こ、こ、陳、情、書、の、朗、読、を、い、た、さ、す、
(島、田、謙、介、事務、局、長、朗、読、) 有、略、
○議長(石川信義君) 朗、読、は、終、り、ま、う、た、
本、陳、情、書、に、つ、き、二、意見、が、あ、り、ま、う、た、う、お、伺、い、た、い、ます、
(応、答、は、し、)
○議長(石川信義君) 以上、意見、は、終、り、ま、う、た、
陳、情、オ、二、号、に、つ、き、は、総、務、委員、会、に、は、託、し、
内、合、中、の、議、決、書、と、し、
詳、細、な、り、審、査、を、願、う、こ、う、に、い、た、い、ま、う、た、

○議長(石川信義君) 日程ヤナ七陳情ヤ三号ハ日朝鮮ハ日帰国事業の再出並ビに祖國往來に關する陳情書を議題としたります。

事務局長とて陳情書の朗読をいたさせます。

(島田謙合事務局長 朗読) 省略

○議長(石川信義君) 以上で朗読を終ります。

本陳情書につく意見がよりきつたうお願いたします。

(応答なし)

○議長(石川信義君) 以上で意見を終ります。

陳情ヤ三号につく意見は事務委員会に付託し、内合中の継続審査とて詳細なる審査を願うこととしたります。

○議長(石川信義君) 午後三時二十分まで休憩いたします。

午後三時 十分 休憩

○議長(石川信義君)

午後三時二十分 朗読

休憩中に朗読を中止します。

日程ヤナハ街道舗装に關する請願書の訂正につく議題としたります。

議長(石川信義君) 以上で朗読を終ります。

(須永謙事係長 朗読) 省略

○議長(石川信義君) 以上で朗読を終ります。

本件請願は建設委員会に付託中のものでありますので

建設委員長より事情の説明を求めます。 建設委員

長(堀野鉄之助君)

(建設委員長 堀野鉄之助君 登壇)

○建設委員長(堀野鉄之助君) 指摘がよりきつたので本件訂正書に變更し、和らぐ経過につく申しあげます。

本件請願につくは三月十四日(曜日)午前九時から建設

委員会を開催し、審議をす。現地視察の必要がある

とのた方の意見の一致により視察をす。たわけです。その際

まー信

○議長(石川信義君) 日程が二十時定事件の継続調査について

と議題として一しす。

委員会の決定事件について建設、厚生、内務委員会から継続調査の要求があり、たのて、お手紙に二配所の決定事件の継続調査事項のあり、内務会中の継続調査にはたい、思いやりが二に二里議二に二しす。

(二里議は二と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 二里議は二と認めます。 ようて本件は内務会中の継続調査とするに決定した一しす。

○議長(石川信義君) おはかりたい一しす。 お手紙に二配所

の二あり、市長から議案が三、六号昭和四十四年度福生市福生都市計画福生地区区画整理事業特別会計補正予算の追加提議あり、議合委員会の了解を得

す。たのて日程に追加し、議題として一しす。たいと思ひますが、二に二里議二に二しす。

(二里議は二と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 二里議は二と認めます。 ようて議案が三、六号に二しす。二の追加日程として議題として一しす。たい一しす。

○議長(石川信義君) 追加日程が一議案が三、六号昭和四十四年度福生市福生都市計画福生地区区画整理事業

特別会計補正予算の追加提議あり、議合委員会の了解を得、二に二里議二に二しす。

(二里議は二と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で朗読は終りました。

本会について提議理由の説明を求めます。 都市計画課長補佐 湯見裕康君

議三三六

になりまうと皆々等いうく。は個が見る事とたな
つくりまう。

○議長(石川信義君) 十九番岩田博君

○十九番(岩田博君) この場所はどこへするの

○議長(石川信義君) 都市計画課長補佐 多見裕康君

○末課長兼都市計画課長補佐(多見裕康君) 岩田議員さんの

二質問にお答えいたします。

横田基地その東福生駅より下田有メイトル併のところに
ハウスがおりますが、そのうちの都市計画街路が通うお
ります。羽根から都市下水路にさうくはくうしておりますが
、そこにハウスが三棟建っておりますが、その移転が当初計画
では甚難にやと下り建つておたのますが、その庭が非席
に決く三棟並有の事に横がおりますが、その移転はその中
で、どうしようという更情が有り、その皆々計画が結果的には
所費やとす措置にしております。結果的にはさういふことに
なつたわけですが、今後の措置としては精算金としましてその



方から徴収金を取るの精算するといふことになるわけござい
ます。

○議長(石川信義君) 以上で質問を終わります。

おほかりにいたします。議案ヤ三十五号は賛成ばかり

決するに二重議にいたしますか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) この際、市田教育長から先の中里議員の一般

質問の件につき発言の申しがあるが、あります。この二つを許可

いたします。教育長市田信二君

(教育長市田信二君登壇)

○教育長(市田信二君) 貴重はお時間を拝借いたしまして、去る

三月五日の本会議におきまして、中里議員さんからの一般質

問に關しまして再答させていただきます。たまたまです。

この二つに關しまして三月十三日に教育委員会を開催した

の委員会の結論として、カウチン郡に於て調査
するようになり、委員会の命令が下り、再調査と
したのであります。

その再調査の結果に於ては、上七日附催の教育委員
会にも報告いたしまして、確認を得たので、その調査
報告にもおきまして、各年次を別にいたします。

二、承知の通りに市以上の教育委員会に於りますと、都から事
の指導主事の先生が既属するのて、いたしますが、
教育委員会には専ら指導主事が既属するおきませぬ。

したがって、教育指導主事につきましては、都の教育委員会
の責任におきまして指導主事として、現狀でございます。

その責任におきまして、指導主事として、都の教育委
員会の責任におきまして指導主事として、現狀でございます。

また、その教育の実際の指導につきましては、都の教育
委員会の責任におきまして指導主事として、現狀でございます。

また、その教育の実際の指導につきましては、都の教育
委員会の責任におきまして指導主事として、現狀でございます。

また、その教育の実際の指導につきましては、都の教育
委員会の責任におきまして指導主事として、現狀でございます。

また、その教育の実際の指導につきましては、都の教育
委員会の責任におきまして指導主事として、現狀でございます。

また、その教育の実際の指導につきましては、都の教育
委員会の責任におきまして指導主事として、現狀でございます。

また、その教育の実際の指導につきましては、都の教育
委員会の責任におきまして指導主事として、現狀でございます。



